

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 保険年金課

許認可等の内容		重度心身障がい者医療費助成の決定
根拠法令等及び条項		栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例施行規則第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例第5条、第6条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市重度心身障がい者医療費助成に関する条例抜粋 （償還払いによる助成）</p> <p>第5条 市長は、県外の医療機関等での受診その他やむを得ない事由により、助成対象者が一部負担金等を支払った場合においては、当該支払額に相当する額を助成することができる。</p> <p>（助成の申請及び申請期間）</p> <p>第6条 前条の助成は、申請に基づき行うものとする。</p> <p>2 前項の申請期間は、保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年とする。</p>	